



## 資料編

# 1 計画策定の経過

| 年度           | 期日                     | 会議開催の状況お主要内容   |
|--------------|------------------------|--|
| 平成30年度       | 平成30年7月26日             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回 上田市子ども・子育て会議</li> <li>・委員の委嘱、正副会長の選出</li> <li>・上田市子ども・子育て支援事業計画、第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定のためのニーズ調査について</li> </ul> |
|              | 平成30年10月23日            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回 上田市子ども・子育て会議</li> <li>・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査について</li> </ul>   |
|              | 平成30年11月15日<br>～11月30日 | ●第2次上田市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査（アンケート調査）  |
|              | 平成31年1月18日             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高校生を対象としたヒアリング調査</li> <li>『将来の私達のパパ・ママの姿』</li> <li>『地域社会全体で子育てを支える』</li> </ul>                                     |
|              | 平成31年1月20日             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●父親を対象としたワークショップ</li> <li>『男性の仕事と家庭の両立（育児と家事援助）』</li> </ul>   |
|              | 平成31年1月27日             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●母親を対象としたワークショップ</li> <li>『「子育ての悩み・困りごと」をなくす』</li> </ul>  |
|              | 平成31年2月4日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回 上田市子ども・子育て会議</li> <li>・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査の結果について</li> </ul>  |
| 平成31年度・令和元年度 | 平成31年4月25日             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回 上田市子ども・子育て会議</li> <li>・諮問</li> <li>・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査について</li> </ul>                              |
|              | 令和元年5月21日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回 上田市子ども・子育て会議</li> <li>・国の基本指針の改正等について</li> <li>・区域設定と量の見込み、確保方策について</li> </ul>                                 |
|              | 令和元年5月21日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●部会（子育て支援事業、保育・教育、放課後児童対策）</li> <li>・部会検討事項、区域の設定について</li> </ul>  |

| 年度           | 期日         | 会議開催の状況お主要内容  |
|--------------|------------|---|
| 平成31年度・令和元年度 | 令和元年7月23日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回 上田市子ども・子育て会議</li> <li>・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の概要について</li> <li>・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)及び基本目標別の課題について</li> <li>・区域の設定、量の見込みについて</li> </ul> |
|              | 令和元年9月26日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回 上田市子ども・子育て会議</li> <li>・計画の体系と担当課について</li> <li>・施策別課題シートについて</li> <li>・上田市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況について</li> </ul>                               |
|              | 令和元年9月26日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●部会(子育て支援事業、保育・教育、放課後児童対策)</li> <li>・量の見込と確保方策について</li> </ul>  |
|              | 令和元年11月15日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第5回 上田市子ども・子育て会議</li> <li>・量の見込・確保方策について</li> <li>・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画について(第1章から第6章まで)</li> <li>・市民意見募集手続について</li> </ul>                    |
|              | 令和2年2月5日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第6回 上田市子ども・子育て会議</li> <li>・市民意見募集手続の結果について</li> <li>・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画(案)の確認</li> <li>・答申</li> </ul>                                      |

## 2 上田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、子ども・子育て支援に関する事項について審議するため、上田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第 6 条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### 3 上田市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順 敬称略)

会長 金山 美和子 副会長 若林 恵利子

| 氏名               | 推薦団体または所属団体、職業等      | 所属部会 ◎会長 ○副会長 |
|------------------|----------------------|---------------|
| 浅川 利恵子           | 上田市商工会               | 子育て支援事業部会     |
| 安藤 あすか           | 公募委員                 | 保育・教育部会       |
| 飯島 俊勝            | 上田市私立保育園・認定こども園協会    | 保育・教育部会 (○)   |
| 金山 美和子           | 長野県立大学准教授            | 保育・教育部会 (◎)   |
| 神原 久美<br>⇒土屋 裕子  | 児童発達支援センター           | 保育・教育部会       |
| 金 久美             | HanaLab.UNNO         | 子育て支援事業部会     |
| 坂口 由紀<br>⇒橋詰 麻子  | 上田市保育園・公立幼稚園保護者会連合会  | 保育・教育部会       |
| 佐藤 牧雄            | 上田市私立幼稚園連盟           | 保育・教育部会       |
| 清水 孝哲<br>⇒高井 友佳子 | 上田市学童保育連絡協議会         | 放課後児童対策部会     |
| 下村 敬貴            | 上小労働者福祉協議会           | 放課後児童対策部会     |
| 滝澤 幸子            | 上田市民生児童委員協議会         | 放課後児童対策部会     |
| 瀧本 一喜            | 長野県経営者協会上小支部         | 放課後児童対策部会 (○) |
| 寺尾 雄二郎           | パパカレッジ上田             | 子育て支援事業部会     |
| 中澤 幸子            | 認可こども園 キッズ・うえだみなみ    | 保育・教育部会       |
| 畑 秀幸             | 上田市校長会               | 放課後児童対策部会 (◎) |
| 丸山 純子            | 子育て支援団体スマイルママネットUEDA | 子育て支援事業部会 (○) |
| 宮下 尚夫            | 上田市医師会               | 子育て支援事業部会     |
| 武捨 菊美<br>⇒保月 絵里  | 上田市PTA連合会            | 放課後児童対策部会     |
| 山崎 房子            | 小規模保育事業 上田さつき保育園     | 保育・教育部会       |
| 若林 恵利子           | 上田市社会福祉協議会           | 子育て支援事業部会 (◎) |

31子第69号  
平成31年4月25日

上田市子ども・子育て会議  
会長 金山 美和子 様

上田市長 土屋 陽一

### 第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。

上田市においても、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことを受け、「第1次上田市子ども・子育て支援事業計画」ー上田市 未来っ子 かがやきプランーを定め、市民・地域・企業・市が協働し、すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまちを基本理念として、子どもの育ちと親の子育てを支える環境を整備してまいりました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、多様化する子育てニーズに対して、支援の質・量ともに不足し、子育てに孤立感や負担感を持つ保護者も増加しています。さらには、親の生活状況の悪化から社会的養護を必要とする子どもも急増し、子どもの貧困や重篤な児童虐待事案も社会的な問題となっており、子育てを取り巻く環境は複雑で多様化しています。

こうした社会情勢を背景として、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、時代の流れや政策動向、地域の実情を考慮し、「第2次上田市子ども・子育て支援事業計画」について、御審議いただきますよう諮問いたします。

令和2年2月5日

上田市長 土屋 陽 一 様

上田市子ども・子育て会議  
会長 金山 美 和 子

第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

第1次上田市子ども・子育て支援事業計画が、令和元年度をもって計画期間が終了することから、平成31年4月25日付 31子第69号で諮問されました「第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定」について、本会議は、慎重審議の結果、別冊のとおり答申いたします。

なお、当会議では、計画の基本理念となる『すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまち』の実現に向け、下記の視点を大切に上田市が子育て支援施策に取り組まれることを付記いたします。

記

- 1 子どもの健やかな成長と発達、「子どもの最善の利益」が保障される  
・・・『**子どもの成長を支える視点**』
- 2 保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら支援を行う  
・・・『**親の子育てを支える視点**』
- 3 社会のあらゆる分野におけるすべての人たちが、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し、役割を果たす  
・・・『**地域社会全体で子育てを支える視点**』

## 6 用語説明

| あ 行                        |  |
|----------------------------|--|
| 赤ちゃんステーション                 | 乳幼児を連れた保護者が、外出中に授乳やおむつ替えなどに立ち寄ることができるスペース（市内に 75 か所）   |
| アプローチカリキュラム                | 就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された 5 歳児のカリキュラム  |
| 上田市内科・小児科初期救急センター          | 夜間に突然具合が悪くなったとき、応急的な内科的診療を行う施設として上田地域広域連合により運営   |
| か 行                        |  |
| 確認を受けない幼稚園                 | 幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行しないで現行制度のままの園に分かれ、新制度に移行しない幼稚園を「確認を受けない幼稚園」（私学助成、就園奨励費補助の対象）   |
| 合計特殊出生率                    | 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数の平均  |
| 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建設設計基準 | 高齢者や障がい者等の自立と社会参加を促すため、公共性のある建物を円滑に、安全に利用できるよう整備の促進を目的として施行されている。通称：バリアフリー新法   |
| 子育て安心プラン                   | 国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度末までの 2 年間で確保していくとともに、平成 30 年度から令和 4 年度末までの 5 年間で女性就業率 80% に対応できる約 32 万人分の受け皿を整備していくこととした対策 |
| 子育て応援ハンドブック                | 妊娠～就学前程度の子どもを持つ家庭向けに、上田市が行っている子育てサービスや制度の説明、相談窓口の案内などを紹介している。  |
| 子育て世代包括支援センター              | 主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。      |
| 固定的性別役割分担意識                | 男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性」「女性」という性別を理由として役割を固定的にわけること  |
| 子ども家庭総合支援拠点                | すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点   |
| 子ども・子育て関連 3 法              | 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律  |
| 子ども・子育て支援新制度               | 就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度   |
| 子ども・子育て支援法                 | 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律   |
| 子どもの居場所づくり事業               | 学習支援や食事の提供、悩みごと相談など月 1 回以上計画的に開催されている事業（長野県では「信州こどもカフェ」として設置）  |
| こどもの貧困対策の推進に関する法律          | 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、子どもの貧困解消に向けた基本理念や国等の責務を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進するための法律   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| こどもを守る安心の家            | 登下校時における児童を守るために、小学校の通学路にある一般住宅、商店等に協力をお願いし、子どもに緊急事態が発生した際の保護と警察への通報、不審者を見かけた場合の警察への連絡等をお願いしている場所   |
| <b>さ 行</b>            |   |
| 事業所内保育                | 会社の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもに対し一緒に保育を実施する事業   |
| 次世代育成支援対策推進法          | 将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律   |
| 社員の子育て応援宣言            | 企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立ができるよう「働きやすい職場環境づくり」の取組を宣言する制度  |
| 小規模保育事業所              | 預かる子どもの対象は「0歳～2歳」の児童で、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業所（定員数は「6人～19人まで」）  |
| 食育                    | さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること   |
| 職場いきいきアドバンスカンパニー      | 仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や短時間正社員制度など多様な働き方等の制度を導入し、実践的に取り組んでいる企業・法人・団体・個人事業主として長野県から認証を受けている企業  |
| ジョブカフェ信州              | 長野県が行っている若者のための就職支援サービスセンター   |
| 新・放課後子ども総合プラン         | 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組をさらに推進する対策  |
| スタートカリキュラム            | 幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へつなげるため、小学校入学後に実施されるカリキュラム   |
| <b>た 行</b>            |   |
| 待機児童                  | 認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」  |
| 地域学校協働活動（コミュニティースクール） | 学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める活動   |
| チャイルドライン              | 18歳までの子どもの専用電話（県内には、長野市、諏訪市、上田市に開設）   |
| 特定教育・保育施設             | 市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」（認定こども園、幼稚園、保育所が該当）   |
| 特定地域型保育事業所            | 児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業所<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）</li> <li>・家庭的保育（利用定員5人以下）</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）</li> </ul> |
| <b>な 行</b>            |   |
| ながの子育て家庭優待パスポート       | 協賛店舗が、子育て世帯に対し買い物の際に割引など各種サービスを提供   |
| 長野働き方改革推進支援センター       | 働き方改革の実現に向けて、中小企業や小規模事業者等を中心に、非正規雇用労働者の処遇改善や時間外労働の上限規制への支援、人材不足に対応する技術的な支援を行う機関   |

| は 行              |  |
|------------------|--|
| 病児・病後児保育         | 地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業 |
| ファミリー・サポート・センター  | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動                                |
| フードバンク事業         | 家庭で消費されない食料品を集め、食べ物に困っている方や福祉施設などに届ける支援活動  |
| 放課後子ども教室         | 地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点となる居場所を確保し、放課後や週末などにさまざまな体験活動や交流活動を行う児童の居場所                                      |
| 放課後児童クラブ         | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたちに対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る児童の居場所                         |
| 放課後等デイサービス       | 学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する障がい児福祉サービス                 |
| や 行              |  |
| ユニバーサルデザイン       | 一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと  |
| 幼保小中連携           | 幼児期から義務教育期までの子どもの視点に立ち一貫した教育の実現を目指して、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校が連携   |
| 要保護児童対策地域協議会     | 要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容を協議                                     |
| わ 行              |  |
| 若者サポートステーション・シナノ | 就労を目指す若者たちの無料相談所   |
| ワーク・ライフ・バランス     | 働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方                                       |
| その他              |  |
| ICT              | Information and Communication Technology の略で、情報通信技術  |